

第6章 騒音・振動環境と防止対策

1. 概要

騒音とは、一般に私たちが不快や苦痛と感じられる音をいいます。騒音には概して大きな音や音色の不快な音が挙げられますが、その判断は難しく、音を聞いている時の状況や時間帯により不快感は左右されます。また、公害現象の振動とは、工場や作業場の機械の稼働、建設工事による大型建設機械の使用、車両の通行等で地盤が揺れ動くことにより、建物等に揺れが伝達しガタツキが発生します。それにより、建物の物的被害や人体への不快感を与えるものをいいます。

2. 自動車騒音常時監視業務

騒音規制法第 18 条の規定に基づき、市内の道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価することを目的とし、騒音規制地域における自動車騒音測定等の調査を実施し、評価をします。

(1) 調査日時

① 調査時期

調査は気候等が安定し、交通量が1年のうちで平均的と考えられる時季の土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日に実施しました。

令和2年度調査実施日

騒音測定 地点番号	路線名	調査地点	調査実施日
No. 1	一般国道 294 号 (22060-1)	木戸 573 付近	令和2年12月15日(火)～12月16日(水)
No. 2	県道結城下妻線(40600-1)	関本上中 227-4 付近	令和2年12月15日(火)～12月16日(水)
No. 3	県道明野間々田線(42400-1)	海老江 608 付近	令和2年12月15日(火)～12月16日(水)
No. 4	県道萩島真壁線(61420-1)	八幡 180 付近	令和2年12月15日(火)～12月16日(水)
No. 5	県道下館停車場線(63890-1)	丙 123 付近	令和2年12月15日(火)～12月16日(水)
No. 6	県道真岡筑西線(64030-1)	山崎 567-1 付近	令和2年12月15日(火)～12月16日(水)

②基準時間帯

騒音を評価する基準時間帯は、環境基準に基づき、昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）としました。

③騒音観測時間

道路近傍騒音の把握は、各地点とも24時間連続測定を行いました。また、背後地における騒音レベルの把握は、昼間の時間帯に2回、夜の時間帯に2回の合計4回、各10分間の測定を行いました。

④交通条件の把握・交通量調査

交通条件の把握・交通量調査は、背後地の測定と同様に昼間の時間帯に2回、夜の時間帯に2回の合計4回、各10分間の測定を行いました。

(2)調査地点

調査地点は、筑西市内の6路線において実施しました。

(3)調査項目

①騒音測定

等価騒音レベル (L_{Aeq})

時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95})

最大値 (L_{Amax})

②交通条件の把握・交通量調査

上下別・車種別交通量

上下別・走行速度

(4) 調査方法

① 騒音測定

・測定方法

測定は下記において定められた方法により実施しました。

JIS-Z-8731(1999) 環境騒音の表示・測定方法

環境庁作成(2015) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」

・測定使用機器

測定は、計量法 71 条の条件に合格した普通騒音計 (JIS-C-1502 (1990)) を使用しました。

普通騒音計の仕様

項 目	規格・性能
機器名	NL-22 (リオン株式会社製)
適用規格	普通騒音計 (JIS-C-1502 (1990))
測定レベル範囲	A 特性: 28~130 (dB)
自己雑音レベル	A 特性: 22 (dB) 以下
周波数範囲	20~8,000 (Hz)
使用温度湿度範囲	-10~+50 (°C)、10~90%RH (結露しないこと)

・測定条件

測定条件

項 目	条 件
マイクロホンの高さ	1.2 (m)
周波数重み特性	A 特性
時間重み特性	FAST

・データ処理

昼間の基準時間帯（6～22 時）及び夜間の基準時間帯（22～6 時）における各観測時間帯の測定値を、等価騒音レベル（LAeq）についてはエネルギー平均により、時間率騒音レベルについては算術平均により求め、有効数字 3 桁、小数点 1 桁表示とし、最終的には四捨五入後、整数表示としました。

・除外すべき騒音

対象とする騒音は、自動車交通等により発生する騒音としました。このため、鉄道騒音、航空機騒音、救急車サイレンまたは暴走族による時限的・限定的に発生する騒音や該当道路以外の騒音の影響が明らかに認められたときは、除外すべき騒音とし、データ処理時に除外処理を実施しました。

②交通条件の把握・交通量調査

・調査方法

交通量調査は、昼夜間の観測対象時間帯毎において上下（方向）別及び車種区分別に 10 分間計測し、車種区分は 4 車種区分としました。測定は通過する車両についてカウンターを用いて計測しました。また、同時に上下（方向）別に、騒音測定地点前においてレーダースピードメーターを用いて走行速度を計測しました。

車種区分

車輛区分		自動車の種類等	その他の特徴
交通量	車速		
小型車	小型	大型車及び二輪車を除く自動車 (ただし、特殊車のうち小型乗用車、小型貨物車は含める)	—
大型 I	大型	普通貨物自動車 特殊用途自動車 乗合自動車	車両総重量 8t 以上 最大積載量 5t 以上
大型 II			車両総重量 8t 未満 最大積載量 5t 未満
二輪車	—	二輪自動車、原動機付自転車	—

(5)調査結果

①騒音測定結果

道路近傍の騒音測定結果（令和2年度）（単位：dB）

騒音測定 地点番号	路線名	地点 時間帯	LAeq	LA ₅	LA ₁₀	LA ₅₀	LA ₉₀	LA ₉₅	LAm _{ax}
No. 1	一般国道 294 号 (22060-1)	昼間	73	79	77	68	56	53	88
		夜間	70	76	72	60	50	48	88
No. 2	県道結城下妻線 (40600-1)	昼間	69	75	73	61	48	46	88
		夜間	68	73	67	45	35	34	90
No. 3	県道明野間々田線 (42400-1)	昼間	70	76	74	60	47	44	88
		夜間	63	63	56	38	32	32	86
No. 4	県道萩島真壁線 (61420-1)	昼間	71	77	74	58	45	43	91
		夜間	62	59	51	35	32	32	88
No. 5	県道下館停車場線 (63890-1)	昼間	61	67	64	55	47	46	78
		夜間	52	51	46	38	35	35	77
No. 6	県道真岡筑西線 (64030-1)	昼間	65	71	68	52	42	41	84
		夜間	59	57	50	38	35	35	84

注1) 基準時間帯・・・昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）

注2) 昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）とも各時刻における10分ごとの観測結果の算術平均値（LAeq はパワー平均値）

背後地の騒音測定結果（令和2年度）（単位：dB）

騒音測定 地点番号	地点 時間帯	調査 時間	LAeq	LA ₅	LA ₁₀	LA ₅₀	LA ₉₀	LA ₉₅	LAmax
No. 1 一般国道 294 号 (22060-1)	昼間	12:00	53.1	57.7	56.1	49.9	45.6	45.0	69.4
		15:00	52.1	57.6	55.6	47.3	42.4	41.6	69.8
		平均	53	58	56	49	44	43	70
	夜間	23:00	55.6	59.2	56.9	48.7	40.9	39.9	71.1
		2:00	53.2	58.1	55.8	40.2	34.8	34.4	69.9
		平均	55	59	56	44	38	37	71
No. 2 県道結城下妻線 (40600-1)	昼間	13:00	51.9	55.9	53.9	48.4	43.1	42.3	67.2
		16:00	51.2	55.7	54.1	46.9	40.7	40.0	64.8
		平均	52	56	54	48	42	41	66
	夜間	0:00	46.1	47.5	45.3	34.0	30.8	30.5	65.2
		3:00	46.5	46.4	44.0	35.1	32.0	31.7	63.6
		平均	46	47	45	35	31	31	64
No. 3 県道明野間々田線 (42400-1)	昼間	11:00	43.9	49.0	47.2	40.4	34.1	33.3	57.5
		14:00	51.7	55.9	54.8	49.2	44.0	43.0	58.6
		平均	49	52	51	45	39	38	58.1
	夜間	22:00	43.8	44.6	42.7	34.6	29.2	28.7	48.8
		1:00	30.1	31.5	30.0	26.8	25.7	25.6	47.7
		平均	41	38	36	31	27	27	48.3
No. 4 県道萩島真壁線 (61420-1)	昼間	10:00	51.2	55.5	53.3	45.2	41.2	40.6	70.8
		13:00	50.3	55.1	54.0	46.5	42.8	42.5	63.6
		平均	51	55	54	46	42	42	67.2
	夜間	22:00	42.0	44.1	42.3	37.1	34.6	34.2	54.0
		1:00	41.0	42.4	40.6	35.0	33.3	33.1	55.2
		平均	42	43	41	36	34	34	54.6

注1) 基準時間帯・・・昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）

注2) 昼間・夜間とも10分間×2回の算術平均値（LAeqはパワー平均値）

背後地の騒音測定結果（令和2年度）（単位：dB）

騒音測定 地点番号	地点 時間帯	調査 時間	LAeq	LA ₅	LA ₁₀	LA ₅₀	LA ₉₀	LA ₉₅	LAm _{ax}
No. 5 県道下館停車場線 (63890-1)	昼間	11:00	51.5	54.3	51.1	44.2	40.2	39.7	70.7
		14:00	55.2	57.8	53.7	42.1	38.7	38.1	76.4
		平均	54	56	52	43	39	39	74
	夜間	23:00	40.5	39.6	37.8	33.8	32.6	32.4	63.4
		2:00	32.6	34.4	33.8	32.0	31.2	31.0	47.2
		平均	38	37	36	33	32	32	55
No. 6 県道真岡筑西線 (64030-1)	昼間	12:00	51.7	54.4	53.4	50.2	47.6	47.1	68.6
		15:00	52.9	56.4	54.5	50.2	47.2	46.6	71.0
		平均	52	55	54	50	47	47	70
	夜間	0:00	31.4	33.0	32.4	30.8	30.1	30.0	44.4
		3:00	34.1	35.5	34.8	33.6	32.9	32.7	50.4
		平均	33	34	34	32	32	31	47

②交通条件の把握・交通量調査

調査地点：No.1
 路線名：一般国道294号
 評価区間番号：22060-1

時間区分	時間	実測時間内交通量（台/10分）																			平均走行速度 (km/h)	
		騒音測定側						騒音測定反対側						断面合計								
		大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	騒音測定側	騒音測定反対側	
昼間	12:00～12:10	16	24	66	0	106	37.7	16	12	78	2	108	26.4	32	36	144	2	214	32.1	53.3	50.7	
	15:00～15:10	17	11	66	0	94	29.8	17	21	83	0	121	31.4	34	32	149	0	215	30.7	54.3	54.5	
夜間	23:00～23:10	6	4	16	0	26	38.5	2	2	9	0	13	30.8	8	6	25	0	39	35.9	49.9	48.3	
	2:00～2:10	8	5	5	0	18	72.2	5	7	3	0	15	80.0	13	12	8	0	33	75.8	53.2	49.4	

※大型車混入率は、(大型I+大型II)÷(大型I+大型II+小型)×100とした。

調査地点：No.2
 路線名：県道結城下妻線
 評価区間番号：40600-1

時間区分	時間	実測時間内交通量（台/10分）																			平均走行速度 (km/h)	
		騒音測定側						騒音測定反対側						断面合計								
		大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	騒音測定側	騒音測定反対側	
昼間	13:00～13:10	9	7	34	1	51	32.0	16	3	32	0	51	37.3	25	10	66	1	102	34.7	42.4	41.6	
	16:00～16:10	8	10	46	0	64	28.1	6	9	36	0	51	29.4	14	19	82	0	115	28.7	42.1	42.3	
夜間	0:00～0:10	3	1	6	0	10	40.0	1	0	4	0	5	20.0	4	1	10	0	15	33.3	47.1	50.9	
	3:00～3:10	1	2	1	0	4	75.0	4	1	1	0	6	83.3	5	3	2	0	10	80.0	45.3	48.1	

※大型車混入率は、(大型I+大型II)÷(大型I+大型II+小型)×100とした。

調査地点：No.3
 路線名：県道明野間々田線
 評価区間番号：42400-1

時間区分	時間	実測時間内交通量（台/10分）																			平均走行速度 (km/h)	
		騒音測定側						騒音測定反対側						断面合計								
		大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	騒音測定側	騒音測定反対側	
昼間	11:00～11:10	5	2	35	0	42	16.7	1	3	38	0	42	9.5	6	5	73	0	84	13.1	53.5	54.6	
	14:00～14:10	4	7	22	1	34	33.3	2	6	26	0	34	23.5	6	13	48	1	68	28.4	54.4	53.6	
夜間	22:00～22:10	0	0	9	0	9	0.0	0	0	6	0	6	0.0	0	0	15	0	15	0.0	63.5	56.5	
	1:00～1:10	0	0	1	0	1	0.0	0	0	1	0	1	0.0	0	0	2	0	2	0.0	65.0	58.4	

※大型車混入率は、(大型I+大型II)÷(大型I+大型II+小型)×100とした。

調査地点：No.4
 路線名：県道萩島真壁線
 評価区間番号：61420-1

時間区分	時間	実測時間内交通量（台/10分）																			平均走行速度 (km/h)	
		騒音測定側						騒音測定反対側						断面合計								
		大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率(%)	騒音測定側	騒音測定反対側	
昼間	10:00～10:10	4	2	27	0	33	18.2	5	3	27	0	35	22.9	9	5	54	0	68	20.6	50.9	47.2	
	13:00～13:10	2	4	11	0	17	35.3	2	4	11	0	17	35.3	4	8	22	0	34	35.3	51.8	52.3	
夜間	22:00～22:10	0	0	3	0	3	0.0	0	0	8	0	8	0.0	0	0	11	0	11	0.0	56.1	52.6	
	1:00～1:10	0	0	2	0	2	0.0	0	1	1	0	2	50.0	0	1	3	0	4	25.0	54.9	53.9	

※大型車混入率は、(大型I+大型II)÷(大型I+大型II+小型)×100とした。

②交通条件の把握・交通量調査

調査地点：No.5

路線名：県道下館停車場線

評価区間番号：63890-1

時間区分	時間	実測時間内交通量 (台/10分)																			平均走行速度 (km/h)	
		騒音測定側						騒音測定反対側						断面合計								
		大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率 (%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率 (%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率 (%)	騒音測定側	騒音測定反対側	
昼間	11:00 ~ 11:10	1	2	43	5	51	6.5	0	1	44	2	47	2.2	1	3	87	7	98	4.4	33.8	34.4	
	14:00 ~ 14:10	0	2	32	1	35	5.9	0	0	35	1	36	0.0	0	2	67	2	71	2.9	34.4	35.7	
夜間	23:00 ~ 23:10	0	0	2	0	2	0.0	0	0	0	0	0	-	0	0	2	0	2	0.0	45.6	41.4	
	2:00 ~ 2:10	0	0	0	0	0	-	0	1	1	0	2	50.0	0	1	1	0	2	50.0	53.7	36.3	

※大型車混入率は、(大型I+大型II) ÷ (大型I+大型II+小型) × 100とした。

調査地点：No.6

路線名：県道真岡筑西線

評価区間番号：64030-1

時間区分	時間	実測時間内交通量 (台/10分)																			平均走行速度 (km/h)	
		騒音測定側						騒音測定反対側						断面合計								
		大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率 (%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率 (%)	大型I	大型II	小型	二輪	計	大型車混入率 (%)	騒音測定側	騒音測定反対側	
昼間	12:00 ~ 12:10	0	3	13	0	16	18.8	1	1	17	0	19	10.5	1	4	30	0	35	14.3	54.5	52.5	
	15:00 ~ 15:10	3	2	10	0	15	33.3	1	0	7	0	8	12.5	4	2	17	0	23	26.1	52.1	54.9	
夜間	0:00 ~ 0:10	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	56.7	55.7	
	3:00 ~ 3:10	0	0	0	0	0	-	0	1	0	0	1	100.0	0	1	0	0	1	100.0	49.6	60.5	

※大型車混入率は、(大型I+大型II) ÷ (大型I+大型II+小型) × 100とした。

(6)評価結果

①面的評価支援システムによる評価結果

評価に際して、騒音測定結果、交通量観測結果、道路状況調査及び評価対象道路沿線の住宅状況調査結果をパソコンに入力し、面的評価を実行しました。

騒音レベル推計を行う路線のうち、騒音測定地点が設定されていない路線は、同じグループの調査結果をあてはめ、評価を行いました。

道路種類別の面的評価の結果

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
全戸数 (708戸)	650	91.8	52	7.3	0	0.0	6	0.8
近接空間 (288戸)	241	83.7	44	15.3	0	0.0	3	1.0
非近接空間 (420戸)	409	97.4	8	1.9	0	0.0	3	0.7

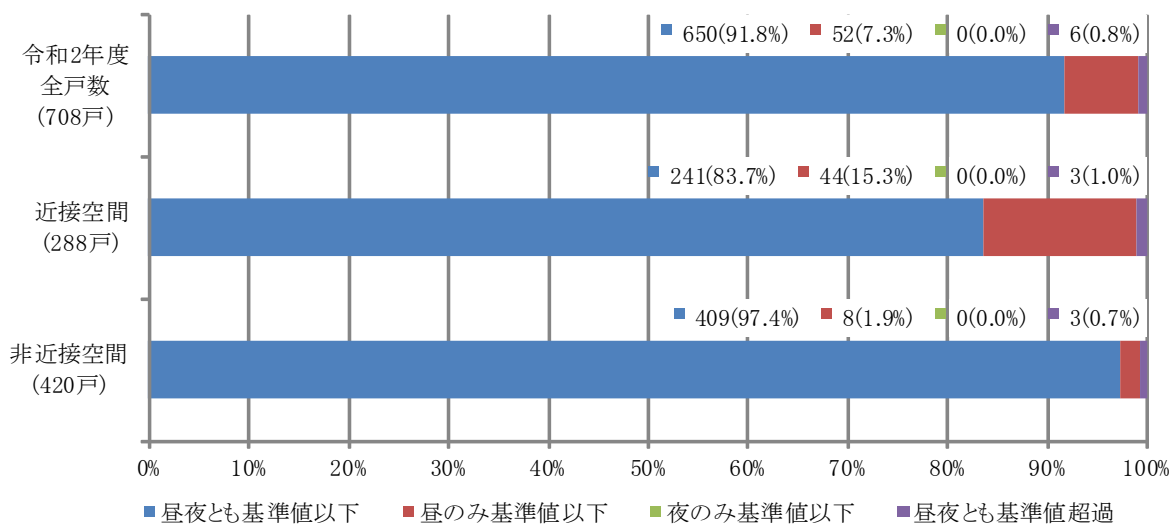


図 道路種類別の面的評価の結果

※まとめ

本年度対象区間の全体評価について、全体（708 戸）では昼夜とも基準値以下は 650 戸（91.8%）、昼のみ基準値以下は 52 戸（7.3%）、夜のみ基準値以下は 0 戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は 6 戸（0.8%）となりました。次に近接空間（288 戸）では昼夜とも基準値以下は 241 戸（83.7%）、昼のみ基準値以下は 44 戸（15.3%）、夜のみ基準値以下は 0 戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は 3 戸（1.0%）となりました。また、次に非近接空間（420 戸）では昼夜とも基準値以下は 409 戸（97.4%）、昼のみ基準値以下は 8 戸（1.9%）、夜のみ基準値以下は 0 戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は 3 戸（0.7%）となりました。なお、評価戸数の合計は、評価区間の交差等により重複する建物の重複計上は含みません

3. 騒音・振動防止対策

(1) 騒音規制法

①目的

この法律は、市町村長が指定する地域（指定地域）における工場・事業所から発生する騒音や建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

②指定地域

地区ごとに指定地域が設定され、規制の適用を受けています。また、騒音に関する規制基準は用途地域毎に設定され、基準に基づく規制・指導を行っています。

○騒音規制法指定地域及び規制基準適用区域一覧 (令和3年3月末現在)

地区名	下 館				関 城				明 野				協 和			
	工業専用地域を除く全域				全 域				全 域				全 域			
規制基準が適用される区域	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用地域	○				○				○				○			
第2種低層住居専用地域	○				○				○				○			
第1種中高層住居専用地域		○				○				○				○		
第2種中高層住居専用地域		○				○				○				○		
第1種住居地域		○				○				○				○		
第2種住居地域		○				○				○				○		
準住居地域		○				○				○				○		
近隣商業地域			○				○				○				○	
商業地域			○				○				○				○	
準工業地域			○				○				○				○	
工業地域				○				○				○				○
工業専用地域	指定地域以外							○				○				○
用途地域の指定のない地域			○				○				○				○	

※下館地区の工業専用地域は、騒音規制法に基づく地域指定を受けていないため、茨城県生活環境の保全等に関する条例（騒音）の規制を受けます。

(2) 振動規制法

①目的

この法律は、市町村長が指定する地域（指定地域）における工場・事業所から発生する振動及び建設作業に伴って発生する振動を規制するとともに自動車の運行に伴い発生する道路交通振動に係る要請の措置を定めることによつて、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

②指定地域

地区ごとに指定地域が設定され、規制の適用を受けています。また、振動に関する規制基準は用途地域毎に設定され、基準に基づく規制・指導を行っています。

○振動規制法指定地域及び規制基準適用区域一覧 (令和3年3月末現在)

地区名	下館		関城		明野		協和	
	都市計画の用途地域		全域		全域		全域	
規制基準が適用される区域	第1種区域	第2種区域	第1種区域	第2種区域	第1種区域	第2種区域	第1種区域	第2種区域
第1種低層住居専用地域	○		○		○		○	
第2種低層住居専用地域	○		○		○		○	
第1種中高層住居専用地域	○		○		○		○	
第2種中高層住居専用地域	○		○		○		○	
第1種住居地域	○		○		○		○	
第2種住居地域	○		○		○		○	
準住居地域	○		○		○		○	
近隣商業地域		○		○		○		○
商業地域		○		○		○		○
準工業地域		○		○		○		○
工業地域		○		○		○		○
工業専用地域		○		○		○		○
用途地域の指定のない地域	指定地域以外			○		○		○

※下館地区の用途地域の指定のない地域は、振動規制法に基づく地域指定を受けていないため、茨城県生活環境の保全等に関する条例（振動）の規制を受けます。

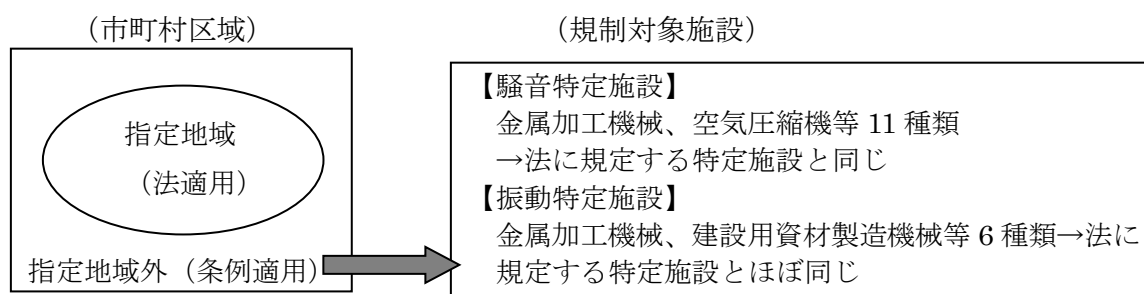
(3) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動関係）

①工場等の騒音及び振動に関する規制

騒音規制法及び振動規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域、その他住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、当該指定地域に著しい騒音又は著しい振動を発生する施設を設置する工場等を対象に規制を行なっています。

一方、本条例は、騒音規制法及び振動規制法の規制が適用されない地域、すなわち指定地域以外の地域について、法に準じた規制を規定したものです。

指定地域以外の地域例として、工業地域や工業専用地域等が挙げられますが、これらの周辺等においても住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音・振動の発生を防止する必要があることなどから規制を行っているものです。



②その他の規制

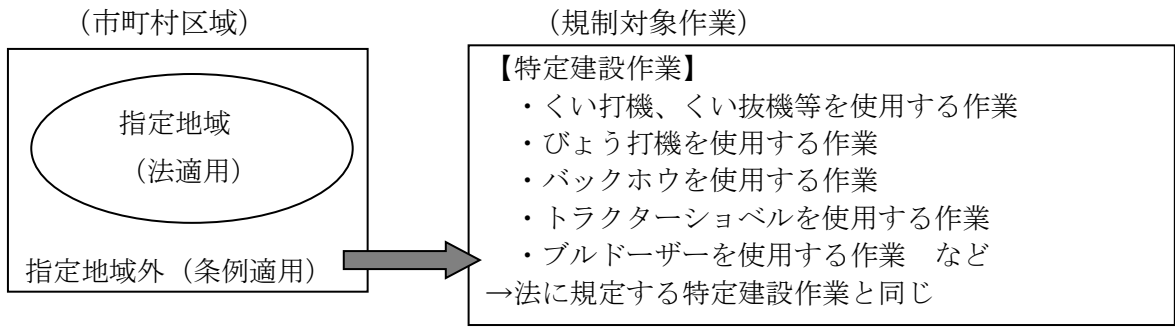
飲食店営業等を営むことにより深夜（午後 11 時から翌日の午前 6 時までをいう。）に発生する騒音の規制基準があり、飲食店営業等を営む者に対して深夜騒音規制基準を遵守するように義務付けています。この他に、音響機器の使用の制限、拡声機の使用の制限、近隣の静穏保持義務があります。

③特定建設作業の騒音に関する規制

騒音規制法及び振動規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域、その他住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、当該指定地域に著しい騒音を発生する建設作業（＝特定建設作業）を対象に規制を行なっています。

一方、本条例は、騒音規制法及び振動規制法の規制が適用されない地域、すなわち指定地域以外の地域について、法に準じた規制を規定したものです。

なお、特定建設作業に規定される「特定建設作業」は、本条例の「振動特定施設」に含まれる構成となっているため、本条例には振動に係る特定建設作業の規定はありません。



4. 規制基準

(1) 騒音規制法及び振動規制法による規制基準

(騒音規制法による特定工場等に係る騒音規制基準)

単位：dB

区分	時間		
	8時 ～18時	6時 ～8時 18時 ～21時	21時 ～6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(振動規制法による特定工場等に係る振動規制基準)

単位：dB

区分	時間	
	6時 ～21時	21時 ～6時
第1種区域	65	55
第2種区域	70	60

(騒音規制法による特定建設作業に係る騒音規制基準)

単位：dB

区分	騒音規制区域の区分	規制基準
第1号区域	第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・85dB以下 ・19時～7時禁止 ・1日10時間以内 ・連続6日以内等
	第2種区域	
	第3種区域	
第2号区域	第4種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・85dB以下 ・22時～6時禁止 ・1日14時間以内 ・連続6日以内等

(振動規制法による特定建設作業に係る振動規制基準)

単位：dB

区分	振動規制区域の区分	規制基準
第1号区域	第1種区域 第2種区域 (工業地域及び工業専用地域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・75dB以下 ・19時～7時禁止 ・1日10時間以内 ・連続6日以内等
	第2種区域 (工業地域及び工業専用地域)	
第2号区域	第2種区域 (工業地域及び工業専用地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・75dB以下 ・22時～6時禁止 ・1日14時間以内 ・連続6日以内等

(2) 茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

(条例による特定工場等に係る騒音規制基準)

(条例による特定工場等に係る振動規制基準)

単位：dB

単位：dB

区 分	時 間		
	8時 ～18時	6時 ～8時 18時 ～21時	21時 ～6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域 (工業地域)	70	65	55
第5種区域 (工業専用地域)	75	75	65

人に不快感を与える等により、その生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度

(条例による特定建設作業に係る騒音規制基準)

単位：dB

区 分	騒音規制 区域の区分	規制基準
第1号 区域	第1種区域	・85dB以下
	第2種区域	・19時～7時禁止
	第3種区域	・1日10時間以内 ・連続6日以内等
第2号 区域	第4種区域 (工業地域)	・85dB以下 ・22時～6時禁止 ・1日14時間以内 ・連続6日以内等
	工業専用地域	なし

※(2)表中の第1種～第3種の区分には別途用途地域有（標記、県条例参照）

5. 法・条例による届出状況

(1) 工場・事業場

騒音規制法、振動規制法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例では、特定の機械設備から発生する騒音と振動を規制するため、これらの機械設備を特定施設とし、特定施設を有する工場・事業場を特定工場と定めています。

また、特定施設については、届出を義務付け騒音や振動の基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めています。

市内の特定工場数（令和3年3月末現在）	
騒音規制法	310
振動規制法	154

(2) 特定建設作業

くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業については、届出を義務付け、騒音や振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めています。

（令和2年度 騒音特定建設作業届出状況）

	作業の種類	騒音規制法	県条例	合計
1	くい打機を使用する作業	2	0	2
2	びょう打機を使用する作業	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	4	0	4
4	空気圧縮機を使用する作業	0	0	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0
6	バックホウを使用する作業	2	0	2
7	トラクターショベルを使用する作業	0	0	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0
	合計	8	0	8

(令和2年度 振動特定建設作業届出状況)

	作業の種類	振動規制法
1	くい打機を使用する作業	2
2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	4
	合 計	6